

燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第16号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

## 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例(平成 9 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 117.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 70」を「100 分の 65」に改める。

第 2 条 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 117.5」を「100 分の 122.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 117.5」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。